

奄美市生成AIの利用にあたってのガイドライン(概要)

生成AIについて

- 生成AIは、情報漏えい等のリスクが指摘されている一方、様々な事務作業や事務手続きの効率化など、働き方改革や市民サービスの向上につながる可能性があります。
- 生成AIの業務活用に当たっては、その特性を理解し、正しく利用することが重要です。

1.目的

職員が業務で生成AIを利用する際に遵守すべき事項をまとめたもの

- 生成AIはあくまでも業務効率化の補助的なツール
- 業務における検討・判断の責任は、職員自身にあることを認識し、適切に利用すること

2.適用範囲

市長部局、各種委員会事務局、議会事務局、上下水道部

3.対象サービス

- 大規模言語モデルを利用した生成AIで、「入力データがAIの学習に利用されない設定」が可能であるなど、セキュリティが担保されたサービス
- 具体的なサービスは、**統括情報セキュリティ責任者(商工観光情報部長)**が別途指定

【参考】指定済みサービス名(令和7年3月現在)

- ChatGPT(OpenAI)
※必ずデータコントロールの「すべての利用者のためにモデルの改善に協力する」に**チェックが“入っていないこと”**を確認する。
※生成AIに入力する内容が、個人情報を含んでいないことを確認する。
※業務と関係がない私的利用を行わない。

4.利用制限

(1)	秘密文書に相当する機密性を要するデータ(自治体機密性3A)
(2)	個人情報を含むデータ(自治体機密性3B)
(3)	基本的に公表することを前提としていない情報(自治体機密性3C)
(4)	直ちに一般に公表することを前提としていない情報(自治体機密性2)
(5)	第三者が著作権や登録商標、意匠(ロゴやデザイン)を有するデータ

5.生成物の利用に際して注意すべき事項

(1)	生成AIに適さない利用 ⇒AIは常に最新の情報を学習しているものではないため、検索には適さない。 ⇒数値計算や数学的な問題は苦手なため、計算目的での利用は適さない。
(2)	内容の確認 生成物の内容に誤りや偏りが含まれている可能性がある。
(3)	著作物等の侵害 生成物の内容が著作権等の侵害に当たらないか十分に確認する。
(4)	虚偽の個人情報・名誉毀損等 生成されたデータに虚偽の個人情報が含まれる場合がある。
(5)	最終的な確認 (1)～(4)を確認し、生成物の加筆修正を行い利用する。 生成物をそのまま利用する場合は、生成AIの利用表示を付記する。

6.安全な運用・管理体制

業務において**生成AI利用する際は、情報セキュリティ管理者(各所属長)**で内容を確認すること。など